

引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として町に交付され、その引き上げ分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和2年度利尻町一般会計当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

(単位:千円)

項 目		決算額
<歳入>	地方消費税交付金(社会保障財源分)	18,100
<歳出>	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	658,688

一般会計

(単位:千円)

区分	目的別	令和2年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・道支出金	地方債	その他		うち引上分の 地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)
民生費	社会福祉費	84,486	54,664	0	6,338	23,484	2,322
	老人福祉費	145,891	2,506	1,900	11,599	129,886	4,009
	児童福祉費	47,017	25,403	0	11,050	10,564	1,292
	国民健康保険事業費	21,168	6,242	0	0	14,926	582
	後期高齢者医療事業費	41,268	5,970	0	0	35,298	1,134
	小 計	339,830	94,785	1,900	28,987	214,158	9,338
衛生費	保健衛生費	318,858	1,795	128,000	7,453	181,610	8,762
合 計		658,688	96,580	129,900	36,440	395,768	18,100

※事務費および人件費については除外しています。